

三郷高等学校 部活動に係る基本方針

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、当該部活動の生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 部指導者の育成を図り、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動委員会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、部活動を実施する。
- (7) 生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう部活動に係る校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (8) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 具体的な活動の進め方について

- (1) 学期中は、原則として週2日以上 of 休養日を設ける（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）。なお、土曜日及び日曜日に大会参加や練習試合等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とする。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する3日間以上の休養日を設定することを原則とする。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。

附 則 この方針は、平成31年4月1日から施行する。